

定 款

(2025 年改訂版)

特定非営利活動法人デフサポートおおさか

特定非営利活動法人 デフサポートおおさか 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 デフサポートおおさか と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、聴覚に障害のある者に対して、コミュニケーションと情報の不自由をサポートし、自立した生活を営んでいくために必要な支援を行う。また地域住民をはじめ一般社会に広く手話の普及と啓発活動を通じて、聴覚障害者に対する偏見を取り除き、誰もが豊かに暮らせる社会を創造することで、福祉の増進を図り、もって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 手話通訳派遣及び手話の啓発と普及事業
 - ② 聴覚障害者への生活支援と生活相談支援事業
 - ③ 聴覚障害者への学習会、教養講座事業
 - ④ 聴覚障害者への情報の提供と調査研究事業
 - ⑤ 聴覚障害者へのイベント及びレクリエーション事業
 - ⑥ 福祉に関する権利擁護活動
 - ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人
- (2) 賛 助 会 員 この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 団体賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入 会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会の申込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。但し、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上
- (2) 監 事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選 任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があること発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任 期)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときには、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報 酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第21条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えおかねばならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第5章 会議

(種 別)

第22条 この法人の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(機 能)

第24条 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2) 入会金及び年会費の額
 - (3) 規則及び細則の変更
 - (4) 総会に付すべき事項
 - (5) その他本会の運営に関する必要な事項
- 2 総会は、法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(開 催)

第25条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面によって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第26条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の規定を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、14日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面またはファクスをもって、7日前までに通知しなければならない。
- 5 前条第2項第1号及び第3号の請求があったときは理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(運営方法)

第27条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事会における議決事項は、第26条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。
- 4 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定より表決した正会員は、前2条及び第40条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 6 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって表決することができる。
- 7 前項の規定により表決した理事は前条の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。
- 8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第31条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファクスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

- (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第6章 資産、会計

(資産)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 各種助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第34条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎事業開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び支出の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第37条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは次年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第38条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除く所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 41 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が解散したときの残余財産は、他の非営利活動法人または社会福祉法に規定する社会福祉法人に帰属させるものとする。

(合 併)

第 43 条 この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第9章 雑則

(細則)

第 45 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 5 月 31 日までとする。

理 事 長	吉川昭作
副理事長	稲葉通太
理 事	奥山洋介、倉脇恵、森本菜穂子、細尾学、中野益男、久保ちよ、山口八千代、大谷強
監 事	森本寿一、高橋喜代子
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 5 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 1,000 円 会費 年額 5,000 円
- (2) 賛助会員 入会金 0 円 会費 年額 3,000 円
- (3) 団体賛助会員 入会金 5,000 円 会費 年額 20,000 円

2025 年 度 事 業 計 画 書

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人デフサポートおおさか

I 事業の実施方針

聴覚障害者に対してコミュニケーションと情報のサポートをしていく。手話通訳者の派遣事業や ICT を用いた字幕情報の保障などを推し進めていく。聴覚障害者に対する偏見を取り除くために啓発事業として講師の派遣も実施する。手話通訳者を育成するために手話講座を開催し、手話の普及をしていく。幅広い年齢層にデジタルスキルを広めていき、言葉の壁を解消できるようにする。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 定款①手話通訳・手話講師派遣事業及び手話講座・啓発普及事業・定款②生活支援事業

【内 容】 手話通訳派遣・講師派遣・生活支援と生活相談

【実施場所】 主に大阪府 他府県も含む

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 聴覚障害者及び手話学習者

【収 入】 1500 千円 (手話通訳派遣・講師派遣料)

【支 出】 1150 千円 (手話通訳料 800 千円 旅費交通費 200 千円 会議費 20 千円
会議室使用料 100 千円 消耗品費 20 千円 雑費 10 千円)

(2) 定款③④⑤学習会・教養講座 (イベント・レクリエーション) 事業

【内 容】 パソコン講座、講演会 (情報提供) 等

【実施場所】 ナレッジサロン等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 聴覚障害者及び手話学習者

【収 入】 200 千円 (パソコン講座・教養講座参加費等)

【支 出】 200 千円 (会議室使用料 50 千円 講師料 50 千円 通信運搬費 100 千円)

上記以外の事業は、当該年度実施予定なし

2026 年 度 事 業 計 画 書

(2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人デフサポートおおさか

I 事業の実施方針

聴覚障害者に対してコミュニケーションと情報のサポートをしていく。手話通訳者の派遣事業や ICT を用いた字幕情報の保障などを推し進めていく。聴覚障害者に対する偏見を取り除くために啓発事業として講師の派遣も実施する。手話通訳者を育成するために手話講座を開催し、手話の普及をしていく。幅広い年齢層にデジタルスキルを広めていき、言葉の壁を解消できるようにする。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 定款①手話通訳派遣・手話講師派遣事業及び手話講座・啓発普及事業・定款②生活支援事業

【内 容】 手話通訳派遣・講師派遣・生活支援と生活相談

【実施場所】 主に大阪府 他府県も含む

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 聴覚障害者及び手話学習者

【収 入】 1500 千円（手話通訳派遣・講師派遣料）

【支 出】 1150 千円（手話通訳料 800 千円 旅費交通費 200 千円 会議費 20 千円
会議室使用料 100 千円 消耗品費 20 千円 雑費 10 千円）

(2) 定款③④⑤学習会・教養講座（イベント・レクリエーション）情報提供事業

【内 容】 パソコン講座、講演会（情報提供）等

【実施場所】 ナレッジサロン等

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 聴覚障害者及び手話学習者

【収 入】 200 千円（パソコン講座・教養講座参加費等）

【支 出】 200 千円（会議室使用料 50 千円 講師料 50 千円 通信運搬費 100 千円）

上記以外の事業は、当該年度実施予定なし

2025年度収支予算書

特定非営利活動法人デフサポートおおさか
2025年4月1日から2026年3月31日まで (単位：円)

科目		金額	
		2025年度予算	
I 経常収入			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
正会員受取入会金	20,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収入			
手話通訳派遣・啓発普及・生活支援事業収入	1,500,000		
学習会・教養講座事業収入	200,000		
5. その他収入			
受取利息	1,000		
雑収入	0		
経常収入計	1,921,000		
II 経常支出			
1. 事業費			
(1) 手話通訳派遣・啓発普及 生活支援事業 学習会・教養講座事業	1,150,000 200,000		
事業費計	1,350,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
事業費計	1,350,000		
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
支払い報酬	100,000		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
地代家賃	200,000		
保険料	10,000		
旅費交通費	200,000		
諸会費	20,000		
印刷経費	20,000		
手数料	20,000		
租税公課	1,000		
その他経費計	471,000		
管理費計	571,000		
経常支出計	1,921,000		
当期経常増減額	0		
III 経常外収入			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収入計	0		
IV 経常外支出			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外支出計	0		
当期正味財産増減額	0		
前期繰越正味財産額	4,857,179		
次期繰越正味財産額	4,857,179		

2026年度収支予算書

特定非営利活動法人デフサポートおおさか
2026年4月1日から2027年3月31日まで (単位：円)

科目		金額	
		2026年度予算	
I 経常収入			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
正会員受取入会金	20,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収入			
手話通訳派遣・啓発普及・生活支援事業収入	1,500,000		
学習会・教養講座事業収入	200,000		
5. その他収入			
受取利息	1,000		
雑収入	0		
経常収入計	1,921,000		
II 経常支出			
1. 事業費			
(1) 手話通訳派遣・啓発普及 生活支援事業 学習会・教養講座事業	1,150,000 200,000		
事業費計	1,350,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
事業費計	1,350,000		
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当と手当	0		
法定福利費	0		
支払い報酬	100,000		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
地代家賃	200,000		
保険料	10,000		
旅費交通費	200,000		
諸会費	20,000		
印刷経費	20,000		
手数料	20,000		
租税公課	1,000		
その他経費計	471,000		
管理費計	571,000		
経常支出計	1,921,000		
当期経常増減額	0		
III 経常外収入			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収入計	0		
IV 経常外支出			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外支出計	0		
当期正味財産増減額	0		
前期繰越正味財産額	4,857,179		
次期繰越正味財産額	4,857,179		